

主な論点について

1. 認定研修ガイドライン（案）について

- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「省令基準」という。）に基づき、「都道府県知事が行う研修」（以下「認定研修」という。）の研修科目・時間等を設定するに当たり、放課後児童支援員に求められる資質・技能の水準について、どのように考えるか。
- 認定研修の研修科目・時間、その内容の範囲について、どのように考えるか。
- 既に多くの自治体が従来の放課後児童指導員への研修を実施している状況との整合性について、どのように考えるか。
- 放課後児童支援員が保有する資格等（省令基準第10条第3項）と認定研修の受講内容について、どのように考えるか。
- 認定研修を担当する講師の質や人材の確保について、どのように考えるか。
- 認定研修の実施方法（直営、委託等）について、どのように考えるか。

2. 職員の質の向上のための研修方法等について

- 現任職員の質の向上を図るための効果的・効率的な研修の実施方法について、どのように考えるか。

3. その他

- ※ 産業競争力会議で議論されている「子育て支援員（仮称）」制度に関する研修内容等について、今後検討する予定。